

就学援助制度についてお知らせ

就学援助とは、経済的理由により、小中学校で必要な諸費用（学校給食費・学用品など）の支払いにお困りの保護者に対して、その費用の一部を援助する制度です。

1 申請手続き **下記のQRコードまたはURLから直接申請をお願いします。**

学校への紙での提出は必要ありません。

紙での申請をご希望される場合は、用紙は学校にありますので、担任の先生にお申し出ください。

提出先は鯖江市学校教育課までよろしくお願いいたします。

【申請用URL】

<https://logoform.jp/f/0gjB3>

【申請用QRコード】



2 提出書類 **(令和7年1月1日に鯖江市に住民登録のなかった方のみ)**

・「**令和7年度** 市・県民税（所得・課税）証明書」

<注意>

※ 乳幼児と小・中・高・大学、専門学校生等以外のご家族全員分について必要です

※ 「令和7年度 市・県民税（所得・課税）証明書」は、令和7年1月1日に住所登録があった市区町村にて、6月10日頃から交付可能です。（有料 1通300円程度）

※ 源泉徴収票ではなく、市・県民税（所得・課税）証明書をご提出ください。

3 提出期限 **令和7年6月20日（金）**

提出期限を過ぎてしまっても申請を受け付けますが、申請書を受け付けた月からが援助費支給の対象となります。

4 就学援助の認定について

ご家族全員の合計所得を基に、教育委員会で認定の審査を行います。結果は7月中旬頃にお知らせします。

5 支給方法

毎学期末に支給（口座振込あるいは現金支給）の予定です。

6 注意事項

虚偽や不正な申請をして認定された場合や、援助費を目的外に使用した場合は、認定を取り消し、援助費を返還いただく場合があります。

年度途中に市外に転出した場合や、婚姻等で家族構成が変わった場合等は、速やかに在籍する学校にご連絡ください。